

佐賀女子短期大学研究プロジェクトに係る自己点検・評価要項

(目的)

- 第1条 この要項は、本学において1つのテーマについて複数の研究者が共同して研究を実施する際に求められる研究プロジェクトの自己点検・評価に関する事項について、その要点を定めるものである。

(研究プロジェクト)

- 第2条 この要項における「研究プロジェクト」とは、一つの研究テーマについて複数の学問分野の研究者が関わって研究を遂行する取組をいう。

(申請)

- 第3条 研究プロジェクトを開始するには「研究プロジェクト申請書」を研究実施委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(申請書)

- 第4条 研究プロジェクト申請書（以下「申請書」という。）には次に掲げる事項を記載する。

- 1 研究プロジェクトの名称
- 2 プロジェクト構成員（うち1名は代表者とする）
- 3 研究期間
- 4 研究内容の概要（200字程度）
- 5 研究に係る自己点検・評価の評価指標と評価方法

(評価指標)

- 第5条 評価指標は研究終了後に実施する自己点検・評価において、研究全体を評価するものであり、検証の結果を次の研究計画に反映させることができるものとする。なお、評価指標は5項目以上設定しなければならない。

(評価指標の評価)

- 第6条 評価指標の評価は数段階の評価基準によって行う。それぞれの指標について到達目標を掲げ、到達段階に応じて事前に評価基準を定めておくことが望ましい。

(審査)

- 第7条 委員会は申請書を審査し、改善点があれば申請書の再提出を求めることができる。

(研究成果報告書)

- 第8条 研究プロジェクトの取組が終了した際には、構成員は全員でプロジェクトについての自己点検・評価を実施し、代表者は研究成果と評価結果を記載した研究成果報告書を作成して委員会に提出しなければならない。

(評価時期)

第 9 条 研究プロジェクトの評価は、原則としてプロジェクトの終了時点とする。ただし、委員会は必要に応じ毎年度末に評価報告を求めることができる。

(研究成果の発表)

第 10 条 研究成果は論文として発表することを原則とし、少なくとも学内における発表会を実施しなければならない。

(研究費)

第 11 条 プロジェクトに要する費用は外部資金の獲得を原則とするが、獲得不能の場合は申請書に追加記載して研究費の配分を委員会に要請することができる。

(配分審査)

第 12 条 前項の要請に基づき、委員会は研究費配分の適否を審査し、その結果を学長に進言する。

(雑則)

第 13 条 この要項に定めるものの他、研究プロジェクトの自己点検・評価に関する事項は委員会の意見を参考にして学長が定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。

(公表日：令和 7 年 9 月 16 日)